

マイナポータルの「ぴったりサービス」で妊娠の届出ができます

対 区内在住で妊娠された方（ご本人のみ）
手続きに必要なもの／①マイナンバーカード②マイナポータルアプリがインストールされている、①が読取可能なスマートフォン、またはパソコンとICカードリーダー
※動作環境等ご確認の上、ご利用ください。
備 手続き後、ネウボウ面接（妊娠期面接）を行い、母子健康手帳等を交付するため、お住まいの地域の総合支所健康づくり課への来庁が必要です。

マイナポータル「ぴったりサービス」▶

問世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2446 FAX5432-3102 区HPQ 203578

おでかけひろば「らっこルーム」「らっこスペース」で、ほっと一息つきませんか

子育て中の親子が気軽に立ち寄れる交流の場「おでかけひろば」に、らっこルーム・らっこスペースがオープンしました。寝不足なので少し寝たい、横になりたい、ゆっくり話を聞いてほしいとき等に、一人でゆっくりできるスペースです。その間、お子さんは、スタッフが他のママやパパと一緒に見守ります。
対 子育て中（主に0～3歳）の保護者、プレママ・プレパパ
備 詳しくは、**区HPQ 204263** をご覧いただくか、各施設へお問い合わせください。

問子ども家庭課 ☎5432-2569 FAX5432-3081

障害者青年学級(いずみ学級)でボランティア体験しませんか

内容／秋のスポーツ大会で競技を行う学級生（知的障害のある方）のサポート等
対 高校生以上で、ボランティア活動に興味のある方
日 11月12日(日)午前10時～午後3時
場 世田谷中学校体育館
申 11月8日までに、**区** オンライン手続きまたは電話で生涯学習課（☎3429-4259 FAX3429-4267）へ

区長へのメールから（区政へのご意見）

区では、区長へのハガキや区のホームページ等を通じ、区民の皆さんから寄せられたご意見やご要望を区政運営の参考にさせていただいています。区に寄せられたご意見と回答の要旨を一部抜粋してご紹介します。

※区長へのハガキは、広報広聴課や総合支所地域振興課計画・相談担当（世田谷は計画調整・相談担当）、出張所・まちづくりセンター、図書館で配布しています。

ご意見	回答
区立保育園の冷凍母乳の扱いに関して、母乳の保管期間や実施時期の見直しをしてほしいです。 現状の基準では、保育園に預ける時に断乳を選択する母親もいると思います。可能な範囲で母乳育児を継続することは、子にとって、社会にとっても有用なことだと思います。	ご意見を踏まえ、見直しを行いました。 まず、母乳の保管期間について、これまでは搾乳後24時間以内のものを日々受け入れて取扱うとしていましたが、厚生労働省「授乳・離乳の支援ガイド」を基本とし、「母乳育児支援スタンダード」等も参考にしながら、搾乳後3か月を目安とするよう変更しました。 また、実施時期も、これまでは生後8か月頃までとしていましたが、時期を明記する形ではなく、お子様の離乳食の進み具合を確認し、保護者と相談しながら決めていく形に変更をしました。 担当＝保育課 ☎5432-2319 FAX5432-3018
防災無線が聞こえないです。 区民の希望者には、防災情報をメールで送るようにしてほしいです。	防災行政無線塔からの放送は、距離や天候などの周辺環境により、聞こえやすさに若干の地域差が出るものと思われます。 区では、災害時に区民の皆さんへ情報をお伝えする際には、放送に加え、放送後に電話で放送内容を確認できる電話応答サービス、区のホームページ、エフエム世田谷(ラジオ)など、様々な手段で情報を発信しています。 その手段の1つとして、メールアドレスを登録された方に防災情報等の配信を行う「災害・防犯情報メール配信サービス」があります。詳しくは、区のホームページ 区HPQ 124762 をご覧ください。 担当＝災害対策課 ☎5432-2262 FAX5432-3014

問広報広聴課 ☎5432-2014 FAX5432-3001

新BOP学童クラブ6年度入会児童の募集

対 次の全てに該当する児童①保護者が日曜日を除き、週3日以上、午後3時以降まで、かつ週20時間以上就労している等②6年4月1日現在、区内在住または区立小学校1～3年生（心身の発達等により個別的配慮を要する児童は6年生まで）
利用時間／放課後～午後6時15分（午後7時まで延長あり）
利用料／月額5000円（免除制度あり）※延長利用の場合は別途利用料が発生。
備 詳しくは、募集案内（新BOP学童クラブ、児童館、児童課にあり）をご覧ください。
申 12月5～12日（日曜を除く）午前9時35分～午後6時に、所定の申請書類（募集案内、**区HPQ 15326**）にあり）を就学（予定）校にある新BOP学童クラブへ保護者が持参。
※国・都・私立校に就学の方等は、学区域の新BOP学童クラブへ

問児童課 ☎5432-2308 FAX5432-3016または各新BOP学童クラブ

受験生チャレンジ支援貸付

内容／学習塾等の受講料、高校や大学等の受験料を無利子貸付け
対 収入等の要件を満たす、中学3年生・高校3年生等を養育している方
備 高校や大学等に入学された場合、免除申請を行うことにより返済が免除されることがあります。電話相談や郵送申請も受け付けています。土曜・夜間の臨時窓口も開設しています。詳しくは、ホームページ（HP<https://www.setagayashakyo.or.jp/service/puratto/>）をご覧ください。
担当＝生活福祉課
問 ぶらっとホーム世田谷分室 ☎6805-2787 FAX6453-2811

薬物乱用を防止するために

区では、薬物乱用防止の活動の一環として、毎年、区内の中学生を対象に薬物乱用防止ポスター・標語の募集を行っています。今年はポスター252点、標語301点、計553点の応募をいただきました。引き続き青少年の未来を守る活動にご協力をお願いします。

ポスター部門最優秀賞

あなたの未来映ってますよ？
後悔の一步
高井 梨々さん
(船橋希望中学校)

あなたの未来映ってますよ？
二反田 莉捺さん
(芦花中学校)

断わる勇氣
あぶない薬物
手をだすな
椎名 健さん
(砧南中学校)

問世田谷保健所健康企画課 ☎5432-2432 FAX5432-3019

世田谷区保健福祉サービス苦情審査会のご案内

外部委員で構成された「世田谷区保健福祉サービス苦情審査会」が、区の行う保健福祉や介護保険、障害福祉、子ども・子育て等のサービスへの苦情について中立公正に審査し、区長へ意見を述べます。区長は、審査会の意見を尊重してサービス等の改善に努めます。
対 保健福祉サービス等を利用しているか、利用できなかった本人とその家族、民生委員・児童委員・行政相談委員など
備 内容により、申立てに応じられない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

苦情申立ての流れ

```
graph TD
    A[区民(申立人)] -- ①苦情申立て --> B[区長]
    B -- ③諮問 --> C[苦情審査会]
    C -- ④意見 --> B
    B -- ②非該当の場合(通知) --> A
    A -- ⑥意見を受けて対応検討・実施 --> B
    C -- ⑤審査結果の通知 --> A
```

問保健福祉政策課(世田谷区保健福祉サービス苦情審査会事務局) ☎5432-2605 FAX5432-3017